

事務連絡

令和6年1月5日

各都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中
障害児支援主管部（局）

厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
こども家庭庁支援局障害児支援課

被災されたストーマ保有者に対する支援について（情報提供）

この度の能登半島地震により被災されたストーマ保有者に対し、ストーマ用品セーフティネット連絡会より、家屋の倒壊等によりストーマ用品の持出し、入手が困難な被災されたストーマ保有者に対して約1ヵ月分のストーマ用品の無償提供を行うとの報告があり、あわせて被災されたストーマ保有者への周知依頼がありました。

つきましては、別添のとおり、被災されたストーマ保有者がストーマ用品を入手するための問い合わせ先について情報提供させていただきますので、高齢者福祉担当部局などの関係部局とも連携の上、管内市町村への周知をお願い申し上げますとともに、避難所が開設されている自治体におかれましては、各避難所への周知方、特段のご配慮をお願い申し上げます。

【連絡先】

厚生労働省障害保健福祉部企画課
自立支援振興室（障害者支援機器係）
電話番号：03-5253-1111（内3071）
Eメール：hosougu@mhlw.go.jp

緊急時のストーマ用品供給について

～令和6年能登半島地震に被災されたストーマ保有者の皆様へ～

この度の能登半島地震にて被災された皆様へは、心よりお見舞い申し上げます。

日本国内のストーマ用品会社の主要7社(アルケア、イーキン ジャパン、コロプラスト、コンバテック ジャパン、ソルブ、ビー・ブラウン、ホリスター・ダンサック)で構成する「ストーマ用品セーフティーネット連絡会」は、災害発生時に家屋倒壊等でストーマ用品の入手が困難になったストーマ保有者のために、約1ヵ月分のストーマ用品を無償提供いたします。

普段ご購入されている販売代理店へご相談してください。(代理店の連絡先が不明の場合は、下記販売会社へご相談ください)

ストーマ用品セーフティーネット連絡会 当番幹事 コンバテック ジャパン株式会社 田代 浩一/相田真

以下、ストーマ用品セーフティーネット連絡会の「災害時対応の手引き」より抜粋

1. 緊急時ストーマ用品無料提供

緊急時(災害発生から約1ヶ月間)において、ストーマ用品を無料提供致します。

2. ストーマ用品提供対象者

災害救助法適用の市町村内被災ストーマ保有者で、家屋の倒壊等によりストーマ用品の持出しや入手が困難なストーマ保有者、並びに入手が困難な避難所、病院等の施設等。

3. ストーマ用品の受け取り方法

原則として被災地内のストーマ用品取扱店に依頼し、在庫の中からできる限りのストーマ用品を対象となるストーマ保有者や施設等へ提供していただきます。

ストーマ用品セーフティーネット連絡会 会員会社一覧 (五十音順)

アルケア株式会社	TEL:03-5611-7800 (代表)
イーキンジャパン株式会社	TEL:03-6229-3830 (代表)
コロプラスト株式会社	TEL:03-3514-4141 (代表)
コンバテック ジャパン株式会社	TEL:03-6832-9900 (代表)
ソルブ株式会社	TEL:045-476-3005 (代表)
ビー・ブラウンエースクラップ株式会社	TEL:03-3814-2942 (代表)
株式会社ホリスター(ホリスター・ダンサック)	TEL:0120-696-017 (代表)

※ 電話による連絡ができない場合には、メールでご相談ください。

Mail:hirokazu.tashiro@convatec.com

ストーマ用品セーフティーネット連絡会

災害時対応の手引き

(2015年4月1日制定)

ストーマ用品セーフティーネット連絡会

Ostomy Appliance Safety net group (OAS)

会員： アルケア株式会社
イーキンジャパン株式会社
コロプラスト株式会社
コンバテック ジャパン株式会社
ソルブ株式会社
ビー・ブラウンエースクラップ株式会社
株式会社ホリスター(ホリスター・ダンサック)

2024年1月1日現在(五十音順)

2024年1月1日

緊急時のストーマ用品供給

ストーマ用品セーフティーネット連絡会(OAS)は、日本ストーマ用品協会(平成27年3月31日付解散)を前身とし、日本国内のストーマ用品メーカーによって結成された団体です。

当会は、災害発生時等の緊急時にストーマ用品を入手できずに困っているストーマ保有者のために、ストーマ用品を確保、無料提供する目的で次頁の対応を行います。

当会は、「大規模災害における応急救助の指針についての一部改正(平成19年6月厚労省社会/援護局総務課長発通知)」(資料①)と「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月内閣府発行)(資料②)に基づき、自治体がストーマ用品の備蓄・確保・提供を行うものと認識しております。しかしながら過去の災害時の経験からストーマ用品の搬送・提供の優先順位が低くなることも予想されます。そのような場合に、毎日欠かせないストーマ用品を販売しているストーマ用品メーカーの社会的責任(CSR)として、ストーマ保有者に早期の流通確保を図る努力を致します。但し、当会が行う支援活動については、いかなる行政からも補償されるものではありません。

資料①「大規模災害における応急救助の指針についての一部改正」(平成19年6月厚労省社会・援護局総務課長発通知)

第1 応急救助の実施体制の整備

4 災害救助基金の活用による備蓄

(1) 救助費用の財源に充てるため、法第37条により災害救助基金(以下、「基金」という。)の積み立てが義務づけられているが、基金を活用し、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料、飲料水、毛布等の生活必需品を備蓄しておくこと。なお、要援護者の生活必需品として、ストーマ用装具などの消耗器材についても基金による備蓄が可能であること。

第2 応急救助の実施

4 生活必需品の提供

(1) 被覆、寝具などの生活必需品は・・・(中略)・・・また、要援護者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗器材を法第23条第1項第3号に基づき給与することが可能であるとともに、福祉避難所においては、これらの消耗器材の費用を特別な配慮のために必要な通常の実費として加算することができることとなっている。このため、これらの消耗器材についても、備蓄の推進、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。

資料②「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月内閣府発行)

第1-2-(2) 福祉避難所の整備

(2) 福祉避難所の整備

福祉避難所とは、要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所のことである。災害救助法が適用された場合において、都道府県又はその委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の要援護者に1人の生活相談職員(要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者)等の配置、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の費用について国庫負担を受けることができる。

1. 緊急時ストーマ用品無料提供

緊急時(災害発生から約1ヶ月間)において、ストーマ用品を無料提供致します。

2. 無料提供対象メーカー・品目

無料提供するのは、ストーマ用品セーフティーネット連絡会会員が販売しているストーマ用品全般です。ただし、在庫状況によっては提供できない場合もあります。

なお、無料提供のストーマ用品の費用は、当会の会員会社の負担によるものです。

3. ストーマ用品提供対象者

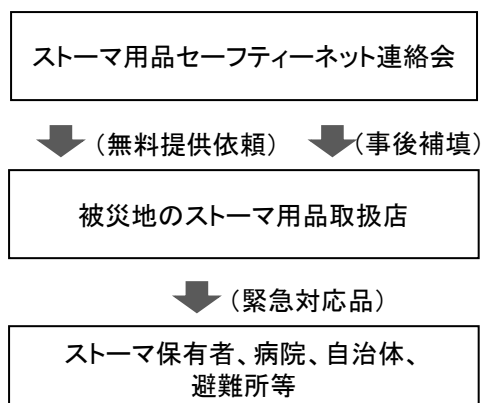
災害救助法適用の市町村内被災ストーマ保有者で、家屋の倒壊等によりストーマ用品の持出しや入手が困難なストーマ保有者、並びに入手が困難な避難所、病院等の施設等。

4. ストーマ用品の受け取り方法

当会としましては、原則として被災地内のストーマ用品取扱店に依頼し、在庫の中からできうる限りのストーマ用品を対象となるストーマ保有者や施設等へ提供していただきます。ストーマ用品取扱店からストーマ保有者や施設への提供方法や配送方法は、状況によって異なりますが、ストーマ用品取扱店、ストーマ保有者の団体、自治体、医療従事者などに決めていただくことになります。

ストーマ用品取扱店に供給に十分な在庫がない場合は、当協会が必要量のストーマ用品を確保し、可及的速やかに被災地へ搬送致します。ただし、ストーマ用品の搬送には万全を期しますが、道路事情等の障害が起こりえますことをあらかじめご了承願います。

5. ストーマ用品の供給ルート



<備考>

- 当会より被災地のストーマ用品取扱店に現在保有している在庫が被災ストーマ保有者に提供できるかを確認します。
- 対応可能な場合は、取扱店から緊急対応品として提供して頂きます。(本対応品については、事後会員会社から取扱店に補填致します。)
- 被災地のストーマ用品取扱店が対応できない場合、当会よりストーマ用品を搬送する方法を検討致します。
- 緊急物資は、各社負担による無償提供品です。現地からの希望等考慮しますが、在庫状況や被害状況等により、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承願います。

6. 緊急時の連絡先

災害の種類や規模によっては、上記のルートで供給できない場合が起こりえますので、下記の連絡先を控えておき、最新情報をご確認ください。

団体名	住所	TEL/FAX	E-mail/HP
日本オストミー協会	〒124-0024 東京都葛飾区 東新小岩 1-1-1 トラスト新小岩 901 号	TEL:03-5670-7681 FAX:03-5670-7682	E-mail: ostomy@joa-net.org HP: http://www.joa-net.org/
日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会	〒112-0012 東京都文京区 大塚5-3-13-4F 学会支援機構内	TEL:03-5206-4007 FAX:03-5206-4002	E-mail: jsscr@tkp-med.jp HP: http://www.jsscr.jp/
日本創傷・オストミー・失禁管理学会	〒169-0072 東京都新宿区 大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 10 階	TEL:03-5291-6231 FAX:03-5291-2176	E-mail: etwoc@shunkosha.com HP: http://www.etwoc.org/
ストーマ用品セーフティーネット連絡会		アルケア株式会社 TEL : 03-5611-7800 (代表) イーキンジャパン株式会社 TEL : 03-6229-3830 (代表) コロプラス株式会社 TEL : 03-3514-4141 (代表) コンバテック ジャパン株式会社 TEL : 03-6832-9900 (代表) ソルブ株式会社 TEL : 045-476-3005 (代表) ビー・ブラウンエースクラップ株式会社 TEL : 03-3814-2942 (代表) 株式会社ホリスター(ホリスター・ダンサック) TEL : 0120-696-017 (代表)	

7. ストーマ用品セーフティーネット連絡会 窓口担当会社

年度	当番幹事	副当番幹事
2017年度	コロプラスト株式会社	アルケア株式会社
2018年度	アルケア株式会社	コンバテック ジャパン株式会社
2019年度	コンバテック ジャパン株式会社	株式会社ホリスター
2020年度	株式会社ホリスター	コロプラスト株式会社
2021年度	コロプラスト株式会社	アルケア株式会社
2022年度	アルケア株式会社	コンバテック ジャパン株式会社

2023 年度以降は表中担当順の繰り返し

(年度期間:4 月 1 日～3 月 31 日)

8. 災害時の情報入手先

ストーマ用品の受取り等の最新情報は、下記のホームページよりご確認ください。

① 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会 URL:<http://www.jsscr.jp/>

② 日本オストミー協会 URL: <http://www.joa-net.org/>

(「ストーマとの生活」メニュー内「オストメイトの災害対策」)

③ 日本創傷・オストミー・失禁管理学会URL:<https://jwocm.org/disaster/>